

2018年12月19日受理

申立者

被申立者 早野龍五教授（現名誉教授）

通知に対する質問書

2019年2月27日

東京大学科学研究行動規範委員会 御中

申立者代理人 弁護士 柳原敏夫

平成31年2月20日付け東大研倫発第52号にて通知がありました「調査委員会の構成員に対する異議申立について（通知）」（以下、本通知という）について、参加人に質問権を保障した行政手続法20条2項に準じて、下記のとおり質問を申立てます。

記

第1、質問項目

以下の4点である。

質問1 .

- (1)、忌避（異議申立て）の理由の一般論として、別紙異議申立書1～2頁アンダーライン部分で示した通り、裁判官の忌避の理由と同様に考える解釈が適切ではないか。
- (2)、この解釈が適切ではないとしたらその理由は何か。

質問2 .

- (1)、忌避（異議申立て）の理由の具体論（氏）として、別紙異議申立書2～3頁で詳述した通り、氏がNPO法人放射線安全フォーラムの理事である事実が「構成員について調査の公正を妨げるべき事情があるとき」の判断に重大な影響を及ぼすという解釈が適切ではないか。
- (2)、この解釈が適切ではないとしたらその理由は何か。

質問3 .

- (1)、忌避（異議申立て）の理由の具体論（氏）として、別紙異議申立書3～4頁で詳述した通り、氏が放射線審議会の委員である事実が「構成員について調査の公正を妨げるべき事情があるとき」の判断に重大な影響を及ぼすという解

釈が適切ではないか。

(2)、この解釈が適切ではないとしたらその理由は何か。

質問4 .

(1)、本通知の1頁末尾のなお書きにおいて、調査委員会の調査は「不正行為」の認定を目的として開始するものではないと書かれている。しかし、以下の東京大学科学研究行動規範委員会規則（以下「本規則」という）11条において、委員会は「不正行為」の有無を認定すると定めており（アンダーライン部分）、その認定のために調査委員会の本調査が開始されるのである。それゆえ、本通知のなお書きは本規則11条と矛盾するのではないか。

(2)、矛盾しないとしたらそれはいかなる理由によるものか。

第11条 委員会は、第10条の調査等を開始した日から原則として150日以内に、調査委員会の調査結果(部局調査が行われた場合はその結果を含む。)に基づき、不正行為の認定の有無、不正行為が認定された場合はその内容、不正行為に関与した研究者とその関与の度合、不正行為が認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割その他必要な事項について審理し、裁定を行う。

第2、質問の理由

1、はじめに

今日、国民の最大の関心事の1つが「統計不正」に象徴される「不正」問題である。本件の「研究不正」がメディアの関心事となっているのも「研究不正」問題が日本社会に巣食い、日本社会を蝕む「不正」問題を映し出す鏡であり、多くの国民の「政治不信」「研究者不信」の源泉として重大な関心事となっているからである。

そこで、本件の「研究不正」問題の真相解明を果し、国民の信頼回復を成し遂げるためには、公正さも透明性もなく、厚労省とナアナアのズルズルべったりで「統計不正」問題を調査した第三者調査委員会（特別監察委員会）の失敗をくり返すことは許されない。そのためには、一度、適正な行政のコントロール・システムのあり方を定めた行政法上の基本原理に立ち返る必要がある。

1990年代の行政改革の過程で注目を集めた行政法上の基本原理が「行政の公正・透明性の原則、説明責任の原則」(塩野宏「行政法」〔第五版補訂版〕85頁)であり「前者は主に行政手続上の原則として、後者は主に情報公開法の原則として捉えられる」が、この原理はそれにとまらず、「より広く、行政作用一般にかかる嚮導的法理とみることができる。」(塩野宏・同書85頁)。

或る具体的な行政決定に向けられた過程を行政手続と呼ぶが、告知・聴聞、文書

閲覧、理由付記、処分規準の設定・公表は行政手続における「適正手続四原則とでもいうべきものとして普遍化している」(塩野宏・同書270頁)。このうち、告知・聴聞は「行政手続上の原則として最も普遍的なもの」とされ、「わが国でもその法的根拠をどこに求めるかの違いはあるが、告知・聴聞が行政手続上の最も重要な原則として位置づけられることに異論はない。」(塩野宏・同書270頁)

そして、一方で、かねてより、原則としてすべての行政領域に適用される一般行政手続法の制定の必要性が指摘されてきて、ようやく1993年に「行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする」(第1条)行政手続法が制定された。他方で、かねてより、主権者である住民の行政への適切な参加、監視を可能ならしめることを目的として、行政機関が管理する情報を私人の請求により開示すること及び行政機関の側で積極的に情報提供する情報公開制度の法制化の必要性が指摘されてきて、ようやく1999年に「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定める」行政機関の保有する情報の公開に関する法律が制定され、ついで2001年に、のちの国立大学法人も含む独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律が制定された。かかる行政手続法と情報公開法の基本原理であるばかりか、行政作用一般にかかる嚮導的法理でもある「行政の公正・透明性の原則、説明責任の原則」が、本件の「研究不正」申立について調査し、「研究不正」の疑いを審理し、裁定という行政決定を下す第三者調査委員会(半数以上が学外者から構成される調査委員会)の行政過程のあり方を律する際の基本原理である。従って、東京大学における「研究不正」問題の真相解明と再発防止を果すために設置された東京大学科学研究行動規範委員会(以下「本委員会」という)のあり方については「行政の公正・透明性の原則、説明責任の原則」という基本原理及びこの基本原理に沿って制定された行政手続法と情報公開法に照らして吟味される必要がある。

そこで、今般、申立者に本年2月20日付で通知(東大研倫発第52号。以下、本通知という)があった、調査委員会の委員の忌避申立て(異議申立て)のあり方についても、「行政の公正・透明性の原則、説明責任の原則」という基本原理及び行政手続法と情報公開法に照らして吟味される必要がある。

2、忌避事由(忌避の理由)について

本規則は、調査委員会の委員について当事者に忌避申立権(異議申立権)を保障する(9条5項)。これは行政手続法も規定していない当事者の忌避申立権を適正手続強化の観点から保障したもので、「行政の公正」の基本原理に適うものである。

ただし、本規則は当事者はいかなる場合に忌避申立権があるか、忌避事由につい

て規定していないところ、本通知は、この忌避事由について、本規則第3条第9項に定める「申立者又は被申立者との事案に係る共同研究又は事案に関する特許若しくは技術移転等に係る直接の利害関係を有する」場合かこれに準ずる事由の場合と解するのが相当だとしている。

しかし、本規則第3条第9項「9 委員長は、申立者又は被申立者との事案に係る共同研究又は事案に関する特許若しくは技術移転等に係る直接の利害関係を有する委員(次条に規定する専門委員を含む。)をこの規則に規定する調査その他の手続に従事させてはならない。」は、文部科学省が定めた「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日:文部科学大臣決定)」15頁の(2)本調査、調査体制の以下の記載(アンダーライン部分)を引き写したものにすぎず、単に委員として相応しくない典型例を示したものにほかならない。

(ア)調査機関は、本調査に当たっては、当該調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会を設置する。この調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係(例えば、特定不正行為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど)を有しない者でなければならない。

従って、「行政の公正」を担保するために設けられた委員の忌避の理由について、「裁判の公正」を担保するために訴訟手続法において設けられた忌避の理由として「裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるとき」(民訴法24条1項)「不公平な裁判をする虞があるとき」(刑訴法21条1項)と包括的に定めているのと対比したとき、本規則第3条第9項の場合に限定する本通知の解釈は明らかに均衡を失する。

さらに、行政手続法が調査委員会の委員に対応する「聴聞の主宰者」について、19条2項において「特許若しくは技術移転等に係る直接の利害関係を有する場合」に該当しない「配偶者、四親等内の親族又は同居の親族」など一定の身分関係に立つ者を排除していることと対比したとき、本通知の解釈が不適切であることは明白である。

3、小括

以上から、申立者としては、「行政の公正」を担保するために設けられた調査委員会の委員の忌避の理由について、本通知の解釈には到底承服できず、そこで、「行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう」透明性の向上の基本原理に基づき、別紙異議申立書記載の異議申立の理由について、これがなぜ「調査委員会の調査、審理、裁定の公正さ」を損なわないと考え

るのか、その理由を明らかにすることを求める3点の質問及び本通知1頁末尾の以下のなお書きについて質問に及んだ次第である。

《なお、調査委員会の調査は、本学規則第6条の規定に基づき申立てられた申立書の内容について、「不正行為」を申し立てる科学的な合理性とその論理性を検証し、本学規則第2条に定義する「不正行為」の疑義があるか否かを調査・確認するものであって「不正行為」の認定を目的として開始するものではないことを申し添えます。》

これらの質問に対して、研究不正が疑われている本件申立の真相解明の手續において説明責任を果たすという観点から、誠実な回答をしていただくことを切に願うものである。

以 上